

総務委員会会議録

- 1 期 日 平成28年12月7日(水)
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午後 0時57分
〈休憩 午後2時14分～ 2時24分〉
- 4 閉会時刻 午後 3時17分
- 5 出席者 委員長 鈴木久男 副委員長 野口安男
委員 内藤澄夫 委員 栞原通泰
" 鷺山喜久 " 二村禮一
" 窪野愛子 " 松本 均
- 当局側出席者 市長、総務部長、総務部付参与、企画政策部長、
危機管理監、消防長、水道部長、
会計管理者、所管課長、主幹、室長、議会事務局長
- 事務局出席者 議事調査係 鈴木

6 審査事項

- ・議案第106号 平成28年度掛川市一般会計補正予算(第3号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費(第1項33目を除く)
第8款 土木費(第4項7目)
第9款 消防費
第2条 繰越明許費
第3条 債務負担行為の補正
- ・議案第113号 平成28年度掛川市水道事業会計補正予算(第1号)について
- ・議案第115号 掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- ・議案第116号 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ・議案第117号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- ・議案第118号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について
- ・議案第119号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- ・議案第120号 掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・議案第121号 掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- ・議案第122号 掛川市税条例の一部改正について
- ・議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市森の都ならこの里)
- ・議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市清水邸)
- ・閉会中継続調査申し出事項について 10項目

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成28年12月7日

市議会議長 竹嶋善彦様

総務委員会 委員長 鈴木久男

7 会議の概要

平成28年12月7日（水）午後0時57分から第3委員会室において、全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（市長）あいさつ

3) 付託案件審査

①議案第106号 平成28年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入中 所管部分

歳出中 第1款 議会費

第2款 総務費（第1項33目を除く）

第8款 土木費（第4項7目）

第9款 消防費

第2条 繰越明許費

第3条 債務負担行為の補正

人件費について

〔総務部長 説明 13:01 ～13:03 〕

〔質 疑 無 し 〕

第2条 繰越明許費

第3条 債務負担行為の補正

〔財政課 説明 13:04 ～13:05 〕

〔質 疑 無 し 〕

第2款 総務費

〔行政課 説明 13:06 ～13:07 〕

〔質 疑 無 し 〕

第2款 総務費

〔管財課 説明 13:08 ～ 13:10 〕

〔質 疑 13:10 ～ 13:14 〕

○栗原通泰委員

宮脇北工区と掛川・仁藤2工区の調査面積と平米あたりの単価を教えてください。

●平松管財課長

宮脇北工区について面積0.39平方キロメートル、掛川・仁藤2工区は0.17平方キロメートルである。また、単価は宮脇北工区がヘクタール当たり約95万円、掛川・仁藤2工区はヘクタール当たり約106万円である。

第2款 総務費

〔市税課 説明 13:14 ～ 13:15 〕

〔質 疑 13:15 ～ 13:16 〕

○栗原通泰委員

該当件数を教えてください。

- 松浦市税課長
10月末時点で188件である。

第2款 総務費

[生涯学習協働推進課 説明 13:17 ~ 13:18]
[質 疑 13:18 ~ 13:26]

○内藤澄夫委員

地区要望に対応するための補正ということで、先日の地区集会から出た内容に対応するためと思う。大須賀の第2に来たときに多目的改善センターの屋根の雨漏りがあり、業者も見たがかなり費用が掛かるようである。その時の市長の答弁は今年度できるだけ雨漏りの補修を行い、来年度はしっかり検証して修理していきたいと発言があったが、この内容は入っているのか。

●都築生涯学習協働推進課長

多目的改善センターは農林課所管の予算となるので、そちらで対応していく。

○窪野愛子委員

集中豪雨等で費用が掛かったという説明だが、経費の一番高かったものと一番低いものの金額を教えて欲しい。

●松永生涯学習協働推進課主幹

この予算で使える工事は概ね100万円以内となっている。大きな補修を必要とする場合でも、100万円以内で収まるように配分している。

○栗原通泰委員

地域環境整備調整費用とまちづくり協議会との関係は整理できているのか。

●都築生涯学習協働推進課長

まちづくり協議会には地域環境整備交付金という形で1地区100万円を交付している。その内容については、まちづくり協議会が立ち上がったばかりなので、今年は集会施設の維持修繕や利用増進のために使っている。棲み分けはできている。

○内藤澄夫委員

先日も市長に依頼したが、道路と法面、堤防、土手の草刈はできるところは地元でやらうが、場所により法面の角度が急勾配だったり、下に落ちた場合に怪我をするような危険性を伴っている場所がある。その辺は一般の人では難しい。自分の息子くらいまではいいが、その後はできなくなってしまうと思う。自治会でも環境整備として草刈をしているが、代が変わるとできない。その時に行政としてどのように対応するのかを早めに検討する必要がある。市内全体に言えると思う。そのような場所が増えていると思う。是非研究検討して欲しい。

○二村禮一委員

今回の補正額は5,000万の増額補正だが、この額で地域の要望に対応出来るのか。

●都築生涯学習協働推進課長

この補正額で63件の施工追加を予定している。これにより、緊急性の高いものについては概ね完了する予定である。

○野口安男副委員長

内藤委員の関係は、多面的機能交付金を活用し水路の浚渫などを実施した。土手についても始めはできないと言われたが、対応出来た。

第2款 総務費

[文化振興課 説明 13:27 ~ 13:28]

[質 疑 13:28 ~ 13:39]

○鷺山喜久委員

この寄附は掛川を思っでの寄附なのか。

●富田文化振興課長

現所有者がいろんな美術品を持っており、美術品の整理を考えている中で、偶然掛川城主であったことから、ゆかりの掛川市への寄附の依頼があった。8月に電話があった。その後、10月に直接本人に会って説明を受けたり、寄贈の意志を再度確認した。

○鷺山喜久委員

説明資料には、寄贈された甲冑は手を加えたりして、手直ししたりという内容は明記されていないが、本体の修理費などは掛かっていないのか。

●富田文化振興課長

現物も確認して、訪問前にも専門的な知識が無いので、10月に久能山東照宮の博物館に行き甲冑を勉強するときには、掛川市文化財保護審議会の日比野先生や社会教育課の学芸員にも同行してもらい、展示の方法や維持管理や修繕の必要性についてアドバイスを受けた。そのようなことから判断して、まずは現物の状態で展示することで考えている。今回の要求には、専門の美術業者での運搬や飾り付けをしてもらい、一般の人に見てもらおうための内容が予算に盛り込んである。

○窪野愛子李委員

スタンドグラスの時は価値が分からず後で調査して、価値があるものと分かったという事があった。甲冑の価値はどれくらいなのか。

●富田文化振興課長

松平忠喬の甲冑が1体、太田資俊の甲冑が1体、子ども用の甲冑がある。火縄式の銃砲、刀の5点が寄贈される。説明には購入時には数百万円程度の価値があるものもあるということだった。日比野先生や学芸員から総額2,000万円の価値と判断したが、絶対的な価格があるわけではない。あくまで目安である。

○窪野愛子委員

補修はないようだが、今後のランニングコストはどのように考えているのか。

●富田文化振興課長

限られた予算のため、現状のまま展示していく予定。仮に前垂れなどの布のほつれなどは、応急的措置としてテグスのようなもので加重が掛からないように修理して対応していく。このようにして当面は多額の費用は掛からない予定である。

○松本均委員

直虎との関係もあり、タイミング的にこれを全面的に出したPRしたらどうか。

●富田文化振興課長

寄贈者との調整では、寄贈者の希望もあり来年の3月に御殿を展示場所として考えている。そこに展示することで、報道にも広く周知し、お城や美術館とも連携しながら、春休みからゴールデンウィークに掛けて誘客効果に繋がるように広報や関連事業の実施を考えていきたい。

○松本均委員

お披露目を考えているのか。寄贈者の名前はどこまで言って良いのか。

●富田文化振興課長

お披露目の日取り等が決定するまでは、名前を伏せて欲しいということだった。3月中下旬からの展示を考えているので、2月位にはプレスリリースを予定している。また展示初日には、寄贈者も来ていただける予定である。非常に著名な方なので、多くの人に来てもらうように周

知を考えている。

○内藤澄夫委員

ランニングコストについて、甲冑はかかる。前垂れの布の部分や鉄の部分はほつれや腐食や錆びたりする。高額なものをテグスで対応というわけにはいかない。寄贈はありがたいことだが、安易にくれるからもらうのではなく、今後のランニングコストを考えないといけない。経過と共に掛かる費用も含めて考えないといけない。その辺も研究して進めて欲しい。

第8款 土木費

〔地域支援課 説明 13:40 ～ 13:41 〕

〔質 疑 13:41 ～ 13:45 〕

○栗原通泰委員

貸し担保責任は切れているのか。

●鈴木企画政策部長

保証期間は1年間であり、既に耐用年数が10年であり、ちょうど10年目を迎えている。

○栗原通泰委員

1年しかないのか、行政関係のこのような設備は全て1年なのか。
一般的な常識としては10年と思っている。

●鈴木企画政策部長

メーカーにも確認したが、保証期間は1年である。

○栗原通泰委員

少し短いと思う

○鷺山喜久委員

2機の内1機が故障したため補正したという事だが、残りの1機も同じような時期に設置をしたなら、2機同時に修理をして、390万円というような検討はしなかったのか。

●西郷地域支援課みどり推進係長

2機で運転してきたが、1機が故障となり昨年8月から2回に渡って対応してきたが、その間運転を止めてというのはなかなか難しい。現在の運転はの残りの1機にバイパスを組んで循環させている状態である。2機同時は難しいので、まずは1機での修理を依頼している。もう片方は29年度での予算計上を検討している。

○鷺山喜久委員

多少の休館日を作っても、それほど苦情はないと思う。予算は大事に使って欲しい。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

- ①議案第106号 平成28年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について
- 第1条 歳入歳出予算の補正
- | | |
|-----|--------------------|
| 歳入中 | 所管部分 |
| 歳出中 | 第1款 議会費 |
| | 第2款 総務費（第1項33目を除く） |
| | 第8款 土木費（第4項7目） |
| | 第9款 消防費 |
- 第2条 繰越明許費
- 第3条 債務負担行為の補正

全会一致にて原案のとおり可決

②議案第113号 平成28年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について

[水道総務課 説明 13:48 ～ 13:51]
[質 疑 13:51 ～ 13:52]

○鷺山喜久委員
人件費の補正予算の対象人数は。

●松下水道総務課長
21名であり、変更はない。

[討 論] なし

[採 決]

②議案第113号 平成28年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について

全会一致にて原案のとおり可決

③議案第115号 掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例の一部改正について

[行政課 説明 13:54 ～ 13:58]
[質 疑 13:58 ～ 14:06]

○内藤澄夫委員
ポスター作成に関して金額の上限があるが、印刷に出すとほとんどの業者が上限額になっている。実際にはそんなに掛かっていないと思う。1枚あたり500円以上も掛かるのは納得できない。算出根拠はどうなっているのか。

●高鳥行政課長
基本的には、この条例で定めている公費負担限度額は公職選挙法の施行令これは国政選挙であるが、この限度額を流用している。市が独自に規定しているわけではない。今回の改正は消費税が5%から8%にあがったため、その差額を上乗せしている。

○内藤澄夫委員
理由は分かるが、実施にポスター1枚で500円も掛かるのは高すぎる。改善の余地があると思う。業者はほとんど限度額いっぱいまで請求してくる。公職選挙法が根拠となっているが、どうかと思う。

○鈴木久男委員長
県議や国議の選挙の手伝いでポスターなどを貼ってくるが、自分の選挙の時は両面テープで貼る程度だが、紙もしっかりしており、全面にのり付けになっている。そのようなことも認められているのか

●高鳥行政課長
いわゆる五号ポスターと言われるもので、規格は長さ42センチ、幅が30センチ以内であり、規格の範囲内であれば材質は規定されていないので、限度額内で対応出来れば良いと考えている。

○栗原通泰委員
国の改正に基づいているが、別に変えなくても良いのではないかと。あえて変えなくてはなら

ない理由は無いのではないか。

●高鳥行政課長

公職選挙法の施行令に定められた国政選挙の額に準じて市の条例で定めることになっている。どこの自治体でも国の額に準じて改正している。

○鷺山喜久委員

新市の市議会議員選挙を3回行った。法定得票数に達しないと供託物を没収されるが、対象者はいたのか。

●高鳥行政課長

平成17年の時に没収対象者が1人いた。

○内藤澄夫委員

法定得票数はどのくらいか。

●高鳥行政課長

前回の市議会議員選挙では有効得票数が59,934票であり、定数の24人で割った10%であり、249人である。

平成17年の時に没収対象者が1人いた。

[討 論] なし

[採 決]

③議案第115号 掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

全会一致にて原案のとおり可決

④議案第116号 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

[行政課 説明 14:07 ~ 14:11]

[質 疑 14:11 ~ 14:13]

○栗原通泰委員

42ページに改正内容には、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとにとあるがどのようなことか。

●高鳥行政課長

介護休暇の対象となる要介護者の病状の単位で指定期間を定め、その中で介護休暇を取得するため、いくつも介護の状態があって、それをまとめてという意味では無い。

○二村禮一委員

40ページの特別養子縁組はどのような意味か。

●高鳥行政課長

原則として6歳未満の未成年者の福祉のために特に必要があるときに、未成年者とその実親との法律上の親族関係を消滅させて、実親子関係に準ずる安定した養子縁組関係を家庭裁判所が成立させる内容である。普通縁組みと違い、実際の親子と同様の関係になり、元々の親子関係が消滅する。

[討 論] なし

[採 決]

④議案第116号 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

全会一致にて原案のとおり可決

〈休憩 14:14 ～ 14:24 〉

⑤議案第117号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

〔行政課 説明 14:24 ～ 14:37 〕
〔質 疑 なし 〕

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑤議案第117号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

賛成多数にて原案のとおり可決

⑥議案第118号 掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について

〔行政課 説明 14:28 ～ 14:30 〕
〔質 疑 なし〕

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑥議案第118号 掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について

賛成多数にて原案のとおり可決

⑦議案第119号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

〔行政課 説明 14:31 ～14:33 〕
〔質 疑 なし 〕

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑦議案第119号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

賛成多数にて原案のとおり可決

⑧議案第120号 掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

〔行政課 説明 14:34 ～ 14:41 〕
〔質 疑 14:43 ～ 14:45〕

○二村禮一委員

58頁には職務の級が1級から8級までであるが1級はどのような人か。

●高鳥行政課長

1級は事務員、2,3級は主事や社会福祉主事、4級が主任、5級が係長、主査、6級が主幹、7級が課長、8級は部長であり、職務ごとに割り振られている。

○栗原通泰委員

今回の改正には8級の扶養手当を下げている。何故8級のみ下げているのか。

●道田行政課主幹

8級は部長職で給与が高いことと、人事院勧告に準じて下げている。

○栗原通泰委員

8級はそれなりの賃金をもらっているが、それだけ年齢も高く大変な人達である。その辺は考慮しないのか。

●道田行政課主幹

この改正は働き方や女性職員の活躍推進の観点から改正となっている。若い方に重点を置いた改正となっている。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑧議案第120号 掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

全会一致にて原案のとおり可決

⑨議案第121号 掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

〔行政課 説明 14:46 ~14:49 〕

〔質 疑 14:49 ~ 14:51 〕

○栗原通泰委員

70頁の16条の改正は高年齢継続被保険者という名称を高年齢被保険者と変更しているが、理由はあるのか。

●高鳥行政課長

雇用保険法の改正前までは65歳以降に新たに雇用するものは雇用保険法の対象ではなかった。65歳より前に雇用されてそのまま継続して被保険者だったものとして継続という言葉が付いていたが、今回は65歳以降に雇用されたものについても雇用保険法の被保険者となったので、継続という言葉が不必要になり取れたと思う。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑨議案第121号 掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

全会一致にて原案のとおり可決

⑩議案第122号 掛川市税条例の一部改正について

〔市税課 説明 14:52 ~ 14:57 〕

[質 疑 なし]

[討 論] なし

[採 決]

⑩議案第122号 掛川市税条例の一部改正について

全会一致にて原案のとおり可決

⑪議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市森の都ならこの里）

[地域支援課 説明 14:59 ~ 15:00]

[質 疑 15:00 ~ 15:03]

○栗原通泰委員

地域で守っている所の事業は公募で他の事業者が無かったとしても、指定管理者で良いのか疑問である。従来どおりの委託方式を考えても良いのではないか。

●鈴木企画政策部長

平成15年に指定管理者制度が始まった。市が直営で運営するか、委託というのが指定管理者となったが、その指定管理者で運営するかのどちらかの選択になるが、ならここに関しては運営自体を行うために第3セクターで設立したので、そこが採算割れしてしまったり、お客が少なければ公募も考えられるが、ここは健全経営をしているし、老朽化に伴った改善計画も自ら作っているの、非公募という形でやっている。

○栗原通泰委員

非公募であるが内容も配慮しており、可能な限り今後もその方式で行って欲しい。

[討 論] なし

[採 決]

⑪議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市森の都ならこの里）

全会一致にて原案のとおり可決

⑫議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市清水邸）

[文化振興課 説明 15:05 ~ 15:06]

[質 疑 15:06 ~ 15:14]

○内藤澄夫委員

清水邸はそれなりの品位がある。しかし、利用が進まない。どちらかと言えば減っている。

旧大須賀時代からやっているが、お茶だけ使うのではなく、1週間に1度飲食店組合が集まって郷土料理を作ってもてなすために、例えば、横須賀の味噌や醤油や塩を使って提供すれば良いと思う。お茶の先生からはダメと言われ進まないが、利用度を高めて使ってもらい喜んでもらうのも必要だと思う。

●富田文化振興課長

利用客増加への取組については、呈茶だけでは限られてしまう。指定管理者は観光協会が地元の材料を使った甘酒や抹茶ラテを希望者に選択できるように提供している。そのような取り組みもあり、今年の利用人数は湧水亭は4月から10月の間で1,448人、前年同時期で1,296人で対前年比152人くらい増加している。提案も含めて、いかに湧水亭に来ていただけるか指定管理者と相談して自主事業を考えていきたい。

○内藤澄夫委員

やはり実施しないと増加しない。指定管理者としても喜んでもらい活用することが大事なこと。お茶の先生からの反対で止まっていることも現実である。当局から指定管理者と相談してお茶の先生にも理解してもらうように努力して欲しい。郷土料理を出せば楽しみで来てくれるお客さんがいる。啓蒙を指定管理者にお願いして欲しい。

●鈴木企画政策部長

竹の丸も今までのやり方から変えて料理を提供するようになり、入場者が増えた。観光協会とお茶の先生の関係もあるが、話をしていきたい。

○鷺山喜久委員

この指定管理者はこの前も同じだった。課長説明だと人数も対前年比で152人増加しており推薦する価値がある。市長がこの指定管理者でなければならぬ売りはどこなのか。

●富田文化振興課長

清水邸の管理運営について、指定管理の業務も当然だが、その業務に地元のボランティアが携わっていたり、本宅で行っている催事との提携や、ちっちゃな文化展などにも会場として使ってもらっていたりして、指定管理を通じて清水邸の財産を活用して大須賀のまちづくりや人づくりを積極的に地域の財産として発信している。提案者の強い熱意、意気込み、姿勢が評価されて選定されている。庭園は6,757人であり、前年同時期で4,864人で対前年比1,893人増加している。いろんな取り組みの成果が着実に出てきていると思う。今年は親子向けの宝探しのスタンプラリーのような会場の一部になったり、場所としても使ってもらい多くの人に来てもらっている。

〔討 論〕なし

〔採 決〕

⑫議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市清水邸）

全会一致にて原案のとおり可決

4) 協議事項

閉会中継続調査申し出事項 10項目

閉会中継続調査申し出事項 10項目で了承

5) 閉会 15:17